

令和3年度 第1回守口市都市計画審議会議事録

日時： 令和3年12月3日（金） 午前10時から
場所： 守口市役所6階 教育委員会会議室
議題： (1) 会長代理の選出について
(2) 付議第50号
東部大阪都市計画公園の変更（守口市決定）について
(3) 付議第51号
東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（守口市決定）について

出席委員： 岡山敏哉、富田安夫、平井 治、西口誠一、杉岡佐緒理
池邨行弘、坂元正幸、杉本悦子、竹嶋修一郎、嶋田英史
松本満義、阪本長三、池嶋一夫
(計13名)

事務局	<p>定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。</p> <p>初めに、事務局より報告させていただきます。</p> <p>本審議会の会議録の作成の都合上、発言前に挙手をいただき、会長の指名により発言するという形で進めていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>初めに資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしておるものとしたしまして、本審議会の次第、委員名簿、議案書をお配りさせていただきます。机の上に、本日パワーポイント説明用資料2部置かせていただいておりますので、御確認をお願いします。</p> <p>それでは岡山会長、議事進行をよろしくお願いいたします。</p>
岡山会長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは、ただいまから令和3年度第1回守口市都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>まず、初めに定足数について報告いたします。本日は委員全員13名が御出席でございます。守口市都市計画審議会条例第6条の規定により、本日の会議は、成立していることを御報告いたします。</p> <p>本日の予定ですが、議題としましては、3つ用意されております。まず、都市計画の審議に入ります前に、会長代理の選出を行い、都市計画の案件に入りたいというふうに思います。</p> <p>1つ目の議題、会長代理の選出でございますが、守口市都市計画審議会条例第5条第3項の規定によりまして、会長のほうから指名することになっておりますので、私のほうから指名させていただきたいと思っております。</p>

	<p>これまで、都市計画の行政に携わってこられて、御経験豊富な池嶋委員にお願いしたいと思いますが、池嶋委員よろしいでしょうか。</p>
池嶋会長代理	<p>はい。</p>
岡山会長	<p>それでは、こちらの会長代理席へお越してください。 よろしく申し上げます。</p>
池嶋会長代理	<p>よろしくお願ひいたします。</p>
岡山会長	<p>それでは、恐れ入りますが一言御挨拶をお願いいたします。</p>
池嶋会長代理	<p>皆さん、おはようございます。 ただいま、会長代理として御指名いただきました、池嶋でございます。微力ではございますが、守口市のよりよいまちづくりに尽くしてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げまして御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
岡山会長	<p>ありがとうございました。 それでは、早速ですが、2つ目の議題に入りたいと思います。 2つ目の議題は、付議第50号、「東部大阪都市計画公園の変更（守口市決定）」についてでございます。まずは事務局から、御説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは2つ目の議題、付議第50号、「東部大阪都市計画公園の変更」について説明します。 スライドを使って説明させていただきます。お手元にもスライドと同様の資料をお配りしておりますので、見えにくい箇所等がありましたら、そちらを御確認ください。 スクリーンには、守口市全域を表示しております。変更の対象となる公園は、5公園です。 まず、位置図右上、丸囲みのエリア、大久保町五丁目に新たによつば未来公園を追加します。それに伴いまして、誘致圏の重複するエリアにある大久保東公園、大久保南公園を廃止します。 次に、位置図左、文園町にたきい公園を追加します。 最後に、位置図左、梅園町、小春町にまたがって設置されている土居公園の区域、面積を変更します。 次に新旧対照表を御確認ください。1番左端に、公園種別を表示しております。 近隣公園は、近隣に居住する方を対象とした公園であり、標準的な面積が</p>

2ヘクタールの公園です。街区公園は、街区に居住する方を対象とした公園で、0.25ヘクタールが標準面積となっております。

また、面積欄は、上段黄色で変更前の面積を、下段には変更後の面積を示しております。

一番上段の公園から説明します。よつば未来公園につきましては、廃校となった旧よつば小学校跡地を公園として新たに整備することとなったため、都市計画公園区域として追加します。追加される面積は、1.4ヘクタールです。面積も一定程度あることから、近隣公園として整備します。

次に土居公園です。既に0.31ヘクタールを公園として開設しておりますが、隣接している用地買収済の土地を公園として整備することから、区域変更します。合わせて個人所有の墓地が変更前の面積に一部入っていましたが、移設される可能性も低く、今後も墓地として存することから、区域から外します。そのため、1,350平方メートルが追加され、0.31ヘクタールから0.44ヘクタールとなります。

次に大久保東公園ですが、未整備の公園であり、よつば未来公園と同じ、大久保五丁目に予定されていた公園で、よつば未来公園ができることにより、公園機能が代替され、また長期未着手で整備の目途が立たないことから廃止いたします。

次に大久保南公園ですが、同じくよつば未来公園と同じ大久保五丁目にあり、公園機能が代替されることから廃止します。

最後にたきい公園ですが、旧滝井小学校の廃校に伴い、同跡地にコミュニティセンターを建設しており、その跡地の一部を公園とすることから追加します。

次に、新旧対照図を表示します。

ピンク色で表示している箇所は、新たに整備されるよつば未来公園です。また、黄色で表示されている公園が大久保東公園と大久保南公園で、今回廃止される公園です。廃止される公園と、新規公園の位置関係、規模観等が御確認いただけるかと思えます。

続いて、よつば未来公園のイメージパース及び計画平面図です。主な整備内容としまして、大型遊具、幼児用遊具、ボール遊び広場、駐車場、芝生広場等を予定しており、災害時には一時避難場所となり、マンホールトイレ、かまどベンチ、防災パーゴラ、防火水槽などの防災機能を付与します。

続きまして、廃止する公園の航空写真を示しております。左側が大久保東公園で、現状はほとんどが農地部分となっております。よつば未来公園と誘致圏が重複し、また長期未着手であることから、今回廃止いたします。右側が大久保南公園です。現状は公園として供用しておりますが、対側によつば未来公園ができ、公園機能が確保されることから廃止いたします。

続いて、土居公園とたきい公園です。右側が土居公園で、もともと供用されていた公園に、ピンク色着色部分の区域を広げます。あと、図面で判断しにくい程度ですが、一部個人の所有のお墓があり、都市計画公園の区域とし

	<p>ておりましたが、当初はお墓が移設される可能性があったことから、公園区域としておりましたが、今後とも墓地として供されることなどが確認できたため、その範囲を今回の変更で区域外といたします。</p> <p>左側ピンク色着色部分がたきい公園です。旧滝井小学校の廃校に伴い、同跡地にコミュニティセンターを建設しており、その跡地の一部を公園とすることから追加します。</p> <p>こちらが、土居公園のイメージパースと平面図です。ボール遊び広場、芝生広場、トイレなどの整備を行います。一時避難場所として位置づけられ、防災倉庫、防災パーゴラ、かまどベンチなどの防災機能を付与します。</p> <p>続いて、たきい公園のイメージパースと平面図です。旧滝井小学校跡地を、コミセンと公園として整備します。公園区域ではありませんが、イメージパース奥に見えるのが西部コミセンです。ボール遊びできる広場をメインに整備し、一時避難場所として整備、かまどベンチなど防災機能を付与します。</p> <p>最後に都市計画手続に関する情報を報告します。都市計画法第19条第3項に基づき、大阪府に対して協議をした結果、本市都市計画案について、10月22日付で、異議なしの旨の回答をいただいております。また、11月8日から都市計画法第17条に基づき、2週間の縦覧に供した結果、提出の意見はございませんでした。</p> <p>以上で、付議第50号、東部大阪都市計画公園の変更についての説明は終わります。</p>
岡山会長	<p>それでは、説明が終わりましたので、御意見等がございましたら、お受けしたいと思います。ございますでしょうか。</p>
池嶋会長代理	<p>すいません、これ説明いただいたのですけれども、この資料の5ページの大久保東公園の航空写真なののですけれども、これ当該地において、横の駐車場部分まで、これは赤枠で囲んでいるのですけれども、これの権利関係はどうなっているのですか。</p>
事務局	<p>駐車場部分に関しましても、土地所有者がいらっしゃる状態になっておりました。その部分を含めた形で、都市計画公園区域として計画をしておりました。</p>
池嶋会長代理	<p>所有者さんの承諾は得て、そうしたら、この部分について、ここの公園とするの、それとも現状のまま、こんなんのにされるのですか。</p>
事務局	<p>現状が農地であって、公園としての整備のめどが立たないことから、今回廃止という形を取ります。個人さんの所有者がいらっしゃいますので、その個人さんの所有者さんの説明を伺った結果、同意は取れております。このまま、今のところ続けられる予定として聞いております。</p>

岡山会長	よろしいでしょうか。
池嶋会長代理	はい。
岡山会長	それでは、次の方に。
杉本委員	<p>人口に対する公園の目標がありますけれど、守口市の場合は、どのような位置になっているのでしょうか。各市の公園の目標が、人口に対して何平方メートルというふうな、初めに聞こうと思っております。</p> <p>守口市は何平方メートル、実際のところどうなのか、今回でも出された議案書にどういうふうに変化があるのか、教えていただきたいのです。</p>
岡山会長	分かりました。そのデータを事務局のほうで。
事務局	<p>守口市では、守口市都市公園条例の中で住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準というものを定めております。都市公園条例の第3条の3の中で都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地標準の面積は、5平方メートル以上としておりまして。</p> <p>変更前の1人当たりの公園面積が6.97平方メートルになっているところですが、今回の変更することによって、7.08平方メートルに上がることになります。</p>
杉本委員	10平方メートルに対して、7.08平方メートル、ちょっと足りないぐらい、足りてないですね。
事務局	そうですね。ちょっと足りてない状態ではあるものの、今回のようにプラスで目標値に向かって進めておるような状態です。
岡山会長	よろしいですか。
杉本委員	<p>よろしいです、それは分かりました。もう少し頑張ってもらいたいと思います。</p> <p>よつば公園を大きい公園を造ったから、子供さんもすごく減っているからね、廃校するのも仕方ないと思うのですけれども。そういうことでもあるし、そういう子供たちの遊び場を閉めとってどうなるか、子供ってすぐ近くで集まって遊んでいる、今の子供たちもあるのですけれども。そういうのも考えていただきたいと思いますので、そういった小さい公園を集約してしまうということは、いいのかどうかというふうに意見を持っています。</p>

岡山会長	<p>はい、分かりました。</p> <p>今回、よつば未来公園と大久保南公園というのはすごく近接しておりますし。あと、大久保南公園のほうも、跡地の方針を検討していくことですので。それまでは、公園は供用されるということですので、方針があがるまでは、今回は枠としては、都市計画公園の区域としては廃止しますけれども、供用は続けていくということですので。</p>
杉本委員	<p>そういうのができたら、近辺に、説明して納得してもらえるようにして欲しいと思います。</p>
岡山会長	<p>ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
富田委員	<p>今のお話に関連して、よつば未来公園というのが、実現するのは大体目途としては、いつ頃の予定を立てているのですか。</p>
事務局	<p>現在、よつば未来公園の解体工事を行っておりまして、来年度中ぐらいに供用したいなという思いを持っています。これから、調整をしていきます。</p>
富田委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
岡山会長	<p>ほかにご意見はございませんでしょうか。</p> <p>では、御意見がないようですのでお諮りしたいと思います。付議第50号、「東部大阪都市計画公園の変更（守口市決定）」について、原案のとおり承認することに、御異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
岡山会長	<p>それでは、御異議がないようですので、そのように答申させていただきたいと思います。</p> <p>それでは3つ目の議題に移りたいと思います。付議第51号、「東部大阪都市計画生産緑地の変更（守口市決定）」について、まずは、事務局の方から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、3つ目の議題、付議第51号、「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」について説明します。スライドを使って説明させていただきます。お手元に、スライドと同様の資料をお配りしておりますので、見えにくい箇所等がありましたら、そちらを御覧ください。</p> <p>まず初めに、生産緑地地区制度について御説明いたします。生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地等を持っている農業生産活動等に裏づけられ</p>

た緑地機能に着目して、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地等を計画的に保全して、良好な都市環境の形成を図る都市計画でございます。

生産緑地地区の指定における条件は、土地所有者から申請された農地等について、現に農林漁業の用に供されている土地で、公害や災害を防止したり、都市の環境を守る役割を果たして、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。

面積が一団で300平米以上あること。農業の継続が可能であることなどの要件を市が審査した上で、都市計画の手続を経て決定されます。本市では、現在55地区、約9.49ヘクタールの生産緑地地区がございます。

変更内容について、御説明いたします。新旧対照表を表示しております。今回変更対象地区は、地区名「八雲7」と地区名「橋波・東郷8」の2地区です。

八雲7については変更理由が、都市計画決定権者の判断による追加のためです。1地区、約0.09ヘクタールが追加されます。

橋波・東郷8については、生産緑地法第10条に基づく買取申し出の行為制限の解除による廃止で、主たる従事者が営農行為の継続が不可能となったため、1地区0.22ヘクタールが廃止されます。

以上のことから、地区数は55地区のまま、変更なしで、面積が9.49ヘクタールから9.36ヘクタールへ変更となります。

続きまして、生産緑地地区、八雲7の新旧対照図を表示しております。新旧対照図の赤丸の中で、点々で表示されているこちらの地区を追加するものです。続きまして、追加した現況写真を表示しております。赤囲みの区域が、今回追加する区域でございます。

続きまして、生産緑地地区、橋波・東郷8の新旧対照図を表示しております。新旧対照図の縦縞で表示されている部分を廃止するものです。同じく、スクリーンに、現況写真を表示しております。赤囲みの区域が今回廃止する区域です。

次に、理由書を読み上げます。本市の市街化区域内の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資するため、本案のとおり生産緑地地区を変更するものです。

最後に、都市計画手続に関する情報を報告いたします。都市計画法第19条第3項に基づき、大阪府に対し協議をした結果、本都市計画案について、10月22日付で異議なしの回答をいただいております。

また、11月8日から、都市計画法第17条に基づき、2週間の縦覧に供した結果、提出意見はございませんでした。

以上で、付議第51号、「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」について説明を終わります。

岡山会長

それでは、説明が終わりましたので、御意見等がございましたらお受けし

	<p>たいと思います。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
坂元委員	<p>生産緑地とは、条件のところで災害を防止したりとかあるのですけれども、この八雲7の現況写真の①に写っている小屋は、多分2カ月ぐらい前に、火事で燃えたりしているところなのですが大丈夫ですか。</p>
事務局	<p>すいません、現状確認はできてない状況ですが、農地としての営農と生産緑地地区として適正かどうかの判断については、確認を行っております。</p>
岡山会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかに。</p>
松本委員	<p>基本的な話ですけど、生産緑地地区として指定されている条件という中で、農業がなかなか難しいと、高齢化していく中で、いろんな変化はあると思うのですが、ここに関する申請もあると思いますが、役所として、生産緑地の現状というのを、どのような形で調査されているのかなというところですね。</p>
岡山会長	<p>事務局、どうぞ。</p>
事務局	<p>まず、生産緑地地区に関しましては、まず農地であるということを前提としておりますので、まずもっては農業委員会さん、農地法に基づきまして用途であったり、もしくは、そういう営農の継続に関しましては、いろいろな制限であったりそういうものが課されております。</p> <p>そういう部分で、まずは農地であるという以上におかれましては、基本的には法定で営農されているであったり、そういった部分についての情報連携について、農業委員会さんと我々というのは、常にさせていただいているものと考えておりますので、そういった報告で営農が継続されているというふうな形でも考えておりますし、我々のところに、そういったお声があれば、もちろん現場に行って、我々としても生産緑地地区としての継続性というのは、適宜判断させていただいているところでございます。</p>
岡山会長	<p>よろしいですか。</p>
松本委員	<p>はい。</p>
岡山会長	<p>ほかに御意見はございますでしょうか。</p> <p>では、御意見がないようですので、お諮りいたします。付議第51号、「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（守口市決定）」について、原案のとおり</p>

岡山会長	<p>り承認することで、御異議ございませんでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>それでは、御異議がないようですので、そのように答申させていただきます。</p> <p>それでは、全ての議事が終わりましたので、令和3年度第1回守口市都市計画審議会を終了いたします。</p> <p>なお、本日の署名委員は、富田委員と松本委員にお願いしたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午前10時30分</p>
------	---